

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第5項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な職員に係る基準及び当該職員の員数を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第4項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な職員に係る基準及び当該職員の員数を定めるものとする。</p>

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）
 【公布日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日・平成二十七年四月一日・平成二十七年八月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域包括支援センター） 第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五 条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」と いう。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の 心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うこと により、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する ことを目的とする施設とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五 第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたも のを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で 定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより 、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て 、地域包括支援センターを設置することができる。</p> <p>4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質 の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施す る事業の質の向上に努めなければならない。</p> <p>5 ・6 （略）</p> <p>7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な 実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭 和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、被保険者の地 域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となること の予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための 事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。</p>	<p>（地域包括支援センター） 第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、前条第一項第二号 から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。 ）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の 健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより 、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを 目的とする施設とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項 の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定 めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市 町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。 。</p> <p>（新設）</p> <p>4 ・5 （略）</p> <p>6 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な 実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭 和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常 生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との 連携に努めなければならない。</p>

<p>8 （略）</p> <p>9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実 施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると 認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。</p> <p>10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚 生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより 、当該地域包括支援センターの事業内容及び運営状況に関する 情報を公表するよう努めなければならない。</p> <p>11 ・12 （略）</p>	<p>7 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>8 ・9 （略）</p> <p>（新設）</p>
---	--